

東京都建築安全マネジメント推進協議会設置要綱

制定 平成 22 年 8 月 13 日
改定 平成 24 年 10 月 12 日
改定 平成 27 年 8 月 7 日
改定 令和 2 年 9 月 24 日

(名称)

第 1 この協議会の名称は、東京都建築安全マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(設置及び趣旨)

第 2 この協議会は、都内の建築物の安全の確保に向け、国土交通省住宅局長通知「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について(技術的助言)」(平成 22 年 5 月 17 日付国土交通省国住指第 655 号)に基づき、東京都が策定する「東京都建築安全マネジメント計画」（以下「計画」という。）に関し、必要な意見交換を行うために設置する。

(協議事項)

第 3 協議会の協議事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 計画の実施に関する連絡調整及び情報交換に関すること。

(構成員)

第 4 協議会は、別表の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第 5 委員の任期は原則 3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、行政機関の委員の任期は、原則 1 年とする。

(会長)

第 6 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会を主宰する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会等の設置)

第 7 協議会に専門的検討を行うため、行政部会等を置くことができる。

- 2 部会長は、都市整備局市街地建築部建築企画課長とする。
- 3 部会委員は、部会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、部会に付託された事項について検討を終了したときは、その結果について協議会に報告する。

(庶務)

第 8 協議会の庶務は、都市整備局市街地建築部において処理する。

(その他)

第 9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 24 日から施行する。

東京都建築安全マネジメント推進協議会委員

区 分	所 属	職 名
学識経験者		
建築関係団体	一般社団法人 東京建築士会 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 一般社団法人 日本建設業連合会 一般社団法人 住宅生産団体連合会 一般社団法人 日本エレベーター協会 一般社団法人 不動産協会 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部	専務理事 専務理事 副支部長 J S C A 東京代表 常務理事 副会長・専務理事 専務理事 事務局長 副会長 副本部長
建物所有者団体	一般社団法人 東京ビルディング協会	事務局次長
弁護士	第一東京弁護士会	
消費者団体	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟	理事
金融	独立行政法人 住宅金融支援機構	地域業務第一部地域連携第二グループ長
指定確認検査機関・ 指定構造計算適合性 判定機関	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 一般財団法人 日本建築センター 日本 E R I 株式会社	建築審査部長 確認検査部長 確認調査部長
特定行政庁	第1ブロック代表 第2ブロック代表 第3ブロック代表 第4ブロック代表 第5ブロック代表 第6ブロック代表	建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長 建築主務課長
都関係部局	警視庁生活安全部 東京消防庁予防部 住宅政策本部住宅企画部 多摩建築指導事務所 都市整備局市街地建築部 都市整備局市街地建築部 都市整備局市街地建築部 都市整備局市街地建築部	保安課長 参事 兼 予防課長 不動産業課長 所長 部長 建築企画課長 建築指導課長 建設業課長